

e ガバメント閣僚会議運営要領

〔平成 26 年 6 月 27 日〕
e ガバメント閣僚会議議長決定

(開催)

- 1 会議は、議長が招集する。

(議事)

- 2 会議は、議長及び副議長が出席し、かつ、他の構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできないものとする。

(欠席)

- 3 会議を欠席する構成員は、代理人を会議に出席させることができる。ただし、当該代理人に議決権の行使を委任することはできないものとする。

(議決)

- 4 議長は、行政の IT 化と業務改革の同時・一体的改革に関する各府省共通の取組について閣僚会議として決定を行う場合には、あらかじめ、その案を各府省に協議するものとする。

(資料等公開)

- 5 議長又は副議長は、会議終了後、速やかに、閣僚会議の議事録を作成し、当日配付資料とともに、これを公開するものとする。ただし、議長又は副議長が公開することにより支障があると認める場合には会議の決定を経て全部又は一部を非公開とすることができるものとする。

(ワーキンググループ)

- 6 議長は、会議の決定を経て、会議の下に特定のテーマについて調査・検討を行うワーキンググループを置くことができる。この場合、ワーキンググループに主査を置き、議長の指名する者をこれに充てるものとする。

ワーキンググループの構成員、運営及び議事公開等については、主査が議長と相談の上定めるものとする。

(雑則)

- 7 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。